

専門分科会の委員数及び審査事項

専門分科会	委員数	審 議 事 項
民生委員 児童委員審査 専門分科会	7人	<p>民生委員の適否審査に関する事項。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 民生委員の推薦。 (民生委員法第5条) 2. 民生委員の再推薦。 (民生委員法第7条) 3. 民生委員の解嘱。 (民生委員法第11条及び第12条) 4. その他の民生委員事業に係ること。
身体障害者福祉 専門分科会	14人	<p>身体障害者の福祉に関する事項。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 身体障害者手帳交付に係る医師の指定。 (身体障害者福祉法第15条第2項) 2. 身体障害者手帳交付に係る医師の指定の取消。 (身体障害者福祉法施行令第3条第3項) 3. その他の身体障害者福祉事業に係ること。
審査部会	11人	<p>身体障害者の障害程度の審査及び自立支援医療（育成医療・更生医療）を担当する医療機関の指定等に関する事項。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障害の程度の審査判定。 (身体障害者福祉法施行令第5条) 2. 自立支援医療（育成医療・更生医療）を担当する医療機関の指定等。 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項)
児童福祉 専門分科会	8人	<p>児童、知的障害者、妊産婦及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童福祉施設の事業の停止に係る事項。 (児童福祉法第46条第4項) 2. 無認可児童福祉施設の事業の停止又は施設の閉鎖に係る事項。 (児童福祉法第59条第5項) 3. 里親の認定に係る事項。 (児童福祉法施行令第29条) 4. 母子福祉資金の貸付の停止に係る事項。 (母子及び寡婦福祉法施行令第13条) 5. 婦人保護施設の施設基準に関する事。こと。 (社会福祉法第65条) 6. 児童福祉施設の施設基準に関する事。こと。 (児童福祉法第45条) 7. 保育所の設置の認可に係る事項。 (児童福祉法第35条第6項) 8. その他、児童、知的障害者、妊産婦及び母子家庭並びに母子保健事業に係ること。
審査部会	5人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童の措置に関する事項。 (児童福祉法第27条第6項及び児童福祉法施行令第32条第1項) 2. 被措置児童等虐待の防止等に関する事項。 (児童福祉法第33条の15) 3. 虐待等に関する重大事例の検証及び児童相談所の業務管理・組織運営等についての定期的な評価と助言等に関する事項。

専門分科会	委員数	審 議 事 項
老人福祉 専門分科会	8人	<p>高齢者福祉に関する事項。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者の事業の制限又は停止。 (老人福祉法第18条の2) 2. 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの停止若しくは廃止又は認可取消。 (老人福祉法第19条) 3. その他の老人福祉事業に係ること。
社会福祉施設 専門分科会	7人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉施設整備計画に係ること。 2. 社会福祉施設の設置及び拡充に関する事項。 3. 救護施設に係る施設等の基準に関すること。 (生活保護法第39条)
地域福祉 専門分科会	12人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域福祉支援計画に関すること。 2. 地域福祉に関すること。